

[contents]

3 「被扶養配偶者非該当届」の提出が義務化

第3号被保険者の記録不整合問題の再発防止のため、法律改正に基づいた届出の義務化が12月1日から実施されている。

4 年金積立金 平成26年度第2四半期運用状況

11月25日、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）より、平成26年度第2四半期の年金積立金の運用状況が公表された。

平成26年度「わたしと年金」エッセイの審査結果が発表

日本年金機構が今年の6月に募集した「わたしと年金」エッセイの審査結果が発表され、沖縄県の双子の姉・弟が厚生労働大臣賞を受賞した。

5 ～ 6 クローズアップ年金事務所 奈良県桜井年金事務所

職員が明るく元気で楽しく働ける職場であればお客様にも満足できるサービスが提供できると、職場環境づくりに力を入れている。

Topics

神奈川県都市国民年金事務連絡協議会が開催 — マイナンバー制の研修会

11月28日、神奈川県大和市の大和市勤労福祉会館で、神奈川県都市国民年金事務連絡協議会が開催された。

今回の連絡協議会は、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制）施行に伴う自治体における年金関係事務について」というテーマでの研修会として開催された。

参加した自治体は、相模原市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、海老名市、厚木市、伊勢原市、座間市、南足柄市、綾瀬市それに大和市の計16市であった。

研修内容は、厚生労働省年金局から発出された通知をもとに、マイナンバー制度の導入に伴う市区町村における年金関係事務の概要について一定の理解を共有しようとするものであった。以下、この研修会で確認された国民年金事務とマイナンバ

ー制度の基本的な点について整理・紹介しておく。

マイナンバー制とは

そもそもマイナンバー制とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づいて、住民票を有するすべての人に重複することなく一つの番号を漏れなく付番し、個人情報保護に配慮しつつ幅広い行政分野において情報連携を行う仕組みを築くことにより、国民にとっての利便性、行政事務の効率性・正確性、負担と給付の公平性の確保を目的としているものである。

マイナンバーは、平成27年10月から個人番号の付番が実施され、平成28年1月から行政機関等において個人番号の利用を開始することとされている。これに伴って、市区町村における年金関係事務についても変更となることから、各市区町村における事務取扱の見直しに関して必要な準備が円滑に進められるように、厚生労働省・日本年金機構で検討されている年金関係事務の変更点などが整理された。

マイナンバー制への対応スケジュール

日本年金機構の年金業務にお

けるマイナンバー制導入スケジュールは次のようになっている。

①平成28年1月前実施事項

住民票コードの収録などの事前準備

②平成28年1月実施事項

- ・個人番号による年金の相談および照会の対応
- ・個人番号と基礎年金番号の紐付け作業

③平成29年1月実施事項

- ・個人番号での各種届書の提出
- ・情報提供ネットワークシステムを通じた外部機関との情報連携および情報連携を活用した各種手続時の添付書類の省略（国の機関）

④平成29年7月実施事項

情報提供ネットワークシステムを通じた外部機関との情報連携および情報連携を活用した各種手続時の添付書類の省略（地方公共団体）

年金業務におけるマイナンバー導入の考え方

年金分野においても、マイナンバーを活用することにより、年金記録の適正な管理を行うことができることや、被保険者や受給権者の住所変更などの届出省略、手続時における住民票などの添付書類の省略が可能とな



り、被保険者等の負担の軽減等につながるものと考えられる。

そこで、年金制度における各種届出等については、原則としてマイナンバーを記載することになるが、マイナンバー制導入後、当分の間は、制度発足時の混乱を避ける必要があることや被保険者等の利便性を考慮して、基礎年金番号による届出等が行えるものとされる。

マイナンバー制は、複数の行政機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤となるものであって、マイナンバーによって一元的に個人情報の管理を行うものではないことから、日本年金機構における年金情報の管理は、従来どおり基礎年金番号で行われるものとされている。

また、日本年金機構から被保険者等に発出する通知等は、郵便事故等でマイナンバーが漏えいするリスクがあること、マイナンバーは基礎年金番号と異なり他の機関でも使用する番号であることなどの個人情報保護等の観点から、マイナンバーで届出された場合であっても、原則として従来どおり基礎年金番号で通知等が行われることになる。

年金業務における マイナンバーの活用方法

年金業務では、マイナンバー制導入後においても、マイナンバーを持たない人(海外在住者等)の記録も取り扱う必要がある。そのため、日本年金機構においては、マイナンバー制導入後も引き続き基礎年金番号によって年金情報の管理を行い、届出等によって取得されたマイナンバーは、基礎年金番号と紐付けしたうえで管理することになる。

また、マイナンバー制導入後に新規に年金制度に加入する人

についても、引き続き基礎年金番号を付番したうえでマイナンバーを紐付けて管理することになる。

マイナンバーと基礎年金番号の 紐付け情報の収録

年金業務におけるマイナンバー制度の導入を円滑に進めるためには、基礎年金番号とマイナンバーの基となる住民票コードの紐付けを確実に進めておく必要がある。現在、日本年金機構においては順次、住民票コードの紐付け作業が行われており、マイナンバーが付番される平成27年10月以降に住民票コードをマイナンバーに変換して、基礎年金番号とマイナンバーを紐付けることとしている。

しかしながら、マイナンバー制導入時において、すべての基礎年金番号に住民票コードが紐付けられているわけではない。そこで、マイナンバー制開始の平成28年1月以降においてもマイナンバーと基礎年金番号が紐付けされていない被保険者に対しては平成28年度送付の「ねんきん定期便」を活用し、また受給権者に対しては平成28年6月送付の「統合通知書」を活用して、それぞれマイナンバーの届出勧奨を行う予定である。

日本年金機構への届出の報告

現在、市区町村は、日本年金機構に対して基礎年金番号によって被保険者資格の取得、氏名変更、住所変更等の事項について報告を行っているが、平成29年1月以降は、原則としてマイナンバー(基礎年金番号で届出が行われた場合でもマイナンバーを有している場合はマイナンバー)によって報告を行うこととなる予定である。

しかしながら、当分の間は市区町村のシステム改修の都合上、基礎年金番号での報告も可能とされる。

日本年金機構からの 処理結果一覧表等の送付

日本年金機構から市区町村に送付する一覧表(処理結果一覧表、裁定者一覧表等)については、原則として現在の基礎年金番号に加えてマイナンバーを記載して送付することとなる。ただし、帳票の性質上、基礎年金番号が記載できない帳票については、マイナンバーのみの記載となり、市区町村との情報連携開始時となる平成29年7月までの過渡期に使用される免除勧奨や所得情報の提供に関する協力連携事務については、基礎年金番号のみの記載となる。

マイナンバー制導入後の 主な国民年金事務処理

マイナンバー制導入後の具体的な国民年金関係の事務処理は次のようになる予定である。

①資格取得関係届——第1号被保険者および任意加入被保険者の資格取得届については、原則としてマイナンバーにより市区町村に届出を行う。

②氏名変更届・住所変更届・死亡届——マイナンバー制導入後の被保険者の氏名・住所・死亡の変更処理については、日本年金機構が地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から定期的に取得する異動情報に基づいて行うこととなり、被保険者からの届出および市区町村からの報告は省略可能となる。ただし、マイナンバーを持たない人の場合は、J-LISより異動情報が取得できないため、被保険者から引き続き基礎年金番号による届出および市区町村からの届出の報告を求めることとなる。

③免除等申請関係手続——マイナンバー制導入後は、マイナンバーの紐付けがされている人については、情報提供ネットワークシステムを利用することにより、日本年金機構において所得

情報を取得することが可能となる。

なお、現在、市区町村の協力
の下で行われている収納対策や

免除勸奨に関する所得情報の提供については、マイナンバー制導入後は、日本年金機構において情報提供ネットワークシステ

ムによって取得することができるので、平成29年7月以降は市区町村からの情報提供は原則として、不要となる。

「被扶養配偶者非該当届」の提出が義務化

第3号被保険者の記録不整合問題に対応するための法律が、平成25年6月に公布された(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、平成25年法律第63号)。

この法律に基づいて、平成26年12月1日から、第3号被保険者が第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなった場合には、事業主等を経由して届け出なければならなくなった。

第3号被保険者の 記録不整合問題とは

被扶養配偶者(第3号被保険者)が、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出(被保険者の種別変更の届出)を行わなかったために、年金記録上は第3号被保険者のままとなり、年金記録の不整合が生じるケースがある。

この不整合期間は、種別変更の
 の手続きを行うことで第1号被
 保険者期間となるが、保険料の
 支払いが必要となる。保険料の
 支払いがない場合には保険料未
 納期間となり、将来、無年金や低
 年金につながる可能性がある。

被扶養配偶者非該当の 届出の義務化

平成26年12月1日から、第3号被保険者が次の①または②に該当した場合には、「被扶養配偶者非該当届」を事業主等を経由して提出し、被扶養配偶者でなくなったことを届け出なければならなくなった。

①第3号被保険者の収入が基準額以上に増加し、第2号被保

届書の記入例

ブルーの色つき部分は、必ず記入していただく欄となります。
★印の箇所は、該当する項目の数字等を○でかこんでください。
※印の箇所は、記入しないでください。
記載の詳細については、4枚目をご参照ください。

非該当の場合は、「5. その他」に○をつけてください。

被扶養配偶者でなくなった理由を記載してください。(収入が基準額を超えた、または離婚)

年	月	日	期	9. 下記以外に居住する 場合、居住している住所を記載し、 1. 第1期以降3期 2. 任意 3. 任意 4. 任意 5. 任意 6. 任意 7. 任意 8. 任意 9. 任意 10. 任意 11. 任意 12. 任意 13. 任意 14. 任意 15. 任意 16. 任意 17. 任意 18. 任意 19. 任意 20. 任意 21. 任意 22. 任意 23. 任意 24. 任意 25. 任意 26. 任意 27. 任意 28. 任意 29. 任意 30. 任意 31. 任意 32. 任意 33. 任意 34. 任意 35. 任意 36. 任意 37. 任意 38. 任意 39. 任意 40. 任意 41. 任意 42. 任意 43. 任意 44. 任意 45. 任意 46. 任意 47. 任意 48. 任意 49. 任意 50. 任意 51. 任意 52. 任意 53. 任意 54. 任意 55. 任意 56. 任意 57. 任意 58. 任意 59. 任意 60. 任意 61. 任意 62. 任意 63. 任意 64. 任意 65. 任意 66. 任意 67. 任意 68. 任意 69. 任意 70. 任意 71. 任意 72. 任意 73. 任意 74. 任意 75. 任意 76. 任意 77. 任意 78. 任意 79. 任意 80. 任意 81. 任意 82. 任意 83. 任意 84. 任意 85. 任意 86. 任意 87. 任意 88. 任意 89. 任意 90. 任意 91. 任意 92. 任意 93. 任意 94. 任意 95. 任意 96. 任意 97. 任意 98. 任意 99. 任意 100. 任意	基礎年金番号の他に年金手帳 番号を持っている場合に記入し てください。
---	---	---	---	---	---

健康保険組合等の記入は不要です。
ただし、届出について、事業主から受けている場合は記入願います。

この届書の提出年月日、届出
人の住所、氏名及び電話番号
を記入し、押印してください。
(第3号被保険者本人が自署
した場合は押印の必要はあり
ません。)

事業主が記入してください。

届出がありましたので提出します。

平成26年9月末現在国民年金保険料の納付率

11月19日、厚生労働省は、平成26年9月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

まず、平成24年度分（過年度2年目）の納付率（平成24年4月分から平成25年3月分までの保険料のうち、平成26年9月末までに納付された月数の割合）は65.8%で、平成24年度末から6.8ポイント増となった（平成26年度末時点の目標は、24年度末から6.5ポイント増であった）。

また、平成25年度分（過年度1年目）の納付率（平成25年4月分から平成26年3月分までの保険料のうち、平成26年9月末までに納付された月数の割合）は63.9%で、25年度末から3.0ポイント増であった。

（平成26年度末時点の目標は、
25年度末から4.0ポイント増で

あった)。

さらに、平成26年4月分から平成26年8月分までの現年度分の納付率は57.0%で、対前年同期比で1.7%増であった(平成26年度末時点の目標は、前年度実績60.9%を上回る水準であった)。

年金積立金 平成26年度第2四半期運用状況

年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、11月25日に「平成26年度第2四半期運用状況」を公表した。それによると、第2四半期の収益率は2.87%、収益額は3兆6,223億円で、第2四半期末運用資産額は130兆8,846億円であった。また、平成13年度から開始された自主運用による累積収益額は、41兆2,860億円である。

運用資産額および資産構成割合についてみると、国内債券(全体の49.61%、運用資産額にして64兆9,282億円)のうち市場運用分は44.66%、運用資産額にして58兆4,545億円となっており、また国内株式は18.23%、運用資産額23兆8,635億円、外国債券は12.14%、運用資産額15兆8,863億円、外国株式17.41%、運用資産額22兆7,828億円などとなっている。

年金積立金は、長期的な運用を行うものであり、その運用状況も長期的に判断することが必要であるが、情報公開を徹底する観点から、GPIFでは、四半期ごとに運用状況の公表を行っている。

年金積立金の管理運用に係る法人のガバナンスの在り方検討作業班(第5回)が開催

12月1日、社会保障審議会年金部会の「年金積立金の管理運用に係る法人のガバナンスの在

り方検討作業班」の第5回目の会議が開かれた。今回の会議では、GPIFのガバナンス体制について議論された。

この作業班は、年金積立金の管理運用に係る法人のガバナンス体制の在り方について、年金部会の検討を効率的に進めるために社会保障審議会年金部会の中に設けられたもので、作業班の委員は、社会保障審議会年金部会に属する委員から部会長が指名した。

今回の第5回の会議で配布された資料では、第4回の会議を踏まえた事務局による論点整理が紹介されている。

論点1 運用機関における意思決定・監督と業務執行の分離

- ・意思決定・監督機関による監督の在り方

論点2 意思決定・監督機関の在り方

- ・合議制に関する論点(メンバー構成、意思決定事項等)
- ・説明責任
- ・他事考慮の防止(政治からの独立性等)

論点3 執行機関の在り方

- ・内部統制の強化(リスク管理、監査、情報管理、コンプライアンス等)
- ・専門性の確保

論点4 政府・厚生労働省と運用機関の関係

- ・国と運用機関の役割分担及びそれぞれの責任(説明責任)の明確化
- ・国民に対する説明責任
- ・拠出者の関与の在り方

平成26年度「わたしと年金」エッセイ審査結果を発表

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)を「年金の日」とし、年金制度に対

する理解を深めてもらうために公的年金制度の普及や啓発活動を展開してる。

この取組の一環として、6月に広く公的年金をテーマにしたエッセイを募集した。その結果、11月21日に、1,162件の応募の中から、受賞者が決定した。受賞者は以下のとおり。

●厚生労働大臣賞

沖縄県 大城沙織さん(高校生・女性)

沖縄県 大城和輝さん(高校生・男性)

●日本年金機構理事長賞

山梨県 山本栄子さん(60代・女性)

●優秀賞

東京都 和泉さん(30代・男性)

徳島県 中上安妃子さん(50代・女性)

静岡県 堀田咲穂さん(高校生・女性)

山口県 山田 圭子さん(60代・女性)

●入選

広島県 伊藤 恵美子さん(60代・女性)

大阪府 向山 政江さん(60代・女性)

※優秀賞と入選は氏名50音順

このうち、厚生労働大臣賞を受賞した大城沙織さんと大城和輝さんは双子の姉と弟で、2人が中学2年生のとき突然亡くなった父の遺族年金を題材にしたエッセイである。

父の遺族年金をきっかけに「父の死によって年金に対する印象が180度変わった。年金は、この国の人々が助け合い、より良い暮らしをするための一つのルールであるとともに、思いやりのかたちなのだとは実感した」とする弟、そして「父はもういない。しかし、父は遺族年金で私達を支えてくれる。顔の知らないたくさん日本人が遺族年金を通して、私を応援してくれる。私は決して一人ではないのだ。私はたくさんの方の胸に夢への第一歩を踏み出そうとしている」と結ぶ姉、2人のエッセイをぜひ一読されたい。

<http://www.nenkin.go.jp/n/data/info/0000023618YOfdrVidMt.pdf>

<http://www.nenkin.go.jp/n/data/info/0000023619kphcHr3Hql.pdf>

【クローズアップ年金事務所】

スキルアップと 明るい職場づくりで お客様サービスの向上を図る

桜井年金事務所

桜井年金事務所は、奈良県の桜井市、橿原市、天理市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町、高取町、山添村、曽爾村、御杖村、東吉野村、明日香村の4市4町5村(人口約35万7,000人)を管轄する。管内には石舞台古墳(明日香村)などの史跡や、長谷寺、大神神社、談山神社(桜井市)、橿原神宮(橿原市)、などの寺社仏閣が多い。安倍文殊院(桜井市)の国宝で快慶が作った「渡海文殊」も圧巻。“万葉のふるさと”として多くの観光客が訪れ、「三輪そうめん」の産地としても有名だ。同事務所では、職員全員のスキルアップはもちろん、明るい職場づくりがお客様サービス向上につながると考え、職員同士のコミュニケーションを大切にしている。



所内に季節のモチーフを飾り 親しみの持てる事務所に

桜井年金事務所の職員は44名(正規職員20名、準職員5名、特定業務契約職員18名、アシスタント職員1名)。**奥切章所長**は愛媛県の松山東年金事務所、新居浜年金事務所を経て今年4月より現職だ。常に気にしているのは、お客様は満足して帰ってくださっているか、また、職員は明るく・楽しく仕事ができているかということ。「職員が明るく元気で楽しく働ける職場であれば、お客様にも満足していただけるサービスを提供できると考え、職場環境づくりに力を入れています」。

また、個ではなくチームとしての取り組みができれば良いと考え、今年は夏に七夕飾り、秋に紅葉など季節ごとの飾り付けにも職員全員で取り組んだ。

限られた職員数で相次ぐ制度改正にもきちんと対応するには、職員全員が相談業務にあたることが必要だ。課ごとの研修はもちろん、各課が講師とな

った所内全体研修も実施し、知識と実務の研修を毎月すべての職員が受けている。「お客様から“桜井年金事務所に相談して本当に良かった”と言っていたら、親しみのもてる事務所にしたい。年金制度への信頼・安心感を高めるためにも、職員一丸となって取り組んでいきます」。

記録問題では返済が必要な ケースの対応に苦慮

同年金事務所では、準・特定・アシスタント職員の多くは地元出身者だが、管理職のほとんどは単身赴任か大阪からの通勤者だ。**坂田隆志副所長**も大阪から2時間近くかけて通勤。「奈良の人たちは優しい。私たちも奈良の気質にすっかり馴染んで(笑)、事務所全体が和気あいあいとアットホームな雰囲気です」。

奈良県は面積の広さの割に年金事務所が3つのみのため、地域年金展開事業の学校でのセミナーや市町村向けの研修などは3事務所の共同開催が基本となっている。今年はある高校から3年生8クラス一斉のセミナー

の依頼があった。「当事務所から出た職員のなかには4月新規採用でいきなり講師を務めた職員もいましたが、セミナー後のアンケートで、『年金が必要だということがわかった』との回答が多数あり、やって良かったという達成感を味わうことができました」。

年金記録問題では、記録の突合せにより年金の過払いが判明し、返納が必要になったケースの対応に苦慮している。なかには返納額が数百万円というケースもあり、納得してもらえないことも。「伝える私たちも複雑な気持ちではありますが、分割返納も提示してなんとか返納していただくよう努めています」。

広い管内。訪問調査では 出張者が各担当の業務を担う

厚生年金適用調査課の職員は9名で、管轄する事業所数は約3,800件(被保険者数は約4万9,000人)。管内は山間部が多く、林業を中心に栄えてきた地域のため、材木関連を基幹とした地場産業が多い。しかし、最

近は林業の衰退により地域経済全体が下降傾向にある。

管内は広く、車での移動が1時間半かかる地域もある。「そのため、事業所の訪問には苦労します」と立岡昭人厚生年金適用調査課長。課内では「適用促進」「適用後調査」と職員の担当を分けているが、訪問時は時間を効率的に活用するため、出張者が各担当の業務を引き受けている。それゆえ、課員全員がすべてのスキルを高めることが不可欠だ。

今後の目標については、「適用促進や事業所調査の年間目標の達成はもちろん、仕事をする上でも個人の見聞を広めるためにも、職員同士のコミュニケーションを深めたい。そのことが潤滑油となって、お客様サービスの向上や明るい雰囲気職場づくりにつながると思う」と語る。

危険が疑われる事業所には警察とも協力して対応

紀川雅一厚生年金徴収課長は昨年4月より現職。これまでに通算8年の徴収課経験がある。一方、現在率いる課員4名は全員が初の徴収課経験。しかし「みんな使命感を持って業務に当たってくれています」と話す。

管内には製造業、加工業、運送業の中小企業が比較的多く、滞納するのは主に円安や燃料高の影響を受けている事業所だ。また、法律を知り債務を逃れる方法を駆使してくる悪質滞納事業所や、裏で反社会勢力とつながっているのではないかと疑われる事業所もある。年金事務所だけでの対応は危険なので、警察と協力体制を取り、今年は県警から表彰された。

管内の厚生年金収納率は今年10月末現在96.10%。「国民年金のみがクローズアップされますが、国民年金を厚生年金が支えてい

る部分もあるので確実な収納は使命。徴収だけでなく差し押さえや公売の方法も職員にしっかり教育したい」。同事務所では公売の実績も高く、機構から今年表彰された。「今後も責任感をもって、真面目に納付している事業所との公平性を意識して頑張りたいです」。

国民年金課員も相談業務アクセスキーの発行を推進

桜井年金事務所では、国民年金に関する相談はお客様相談室ではなく、国民年金課の職員が行っている。そのため国民年金課の職員数は12名（うち特定業務契約職員7名）と多い。

管内の国民年金の保険料納付率は現在64.07%。昨年の59.68%より4ポイント以上伸びたが「手を緩めることなく、さらなる収納率向上をめざしたい」と松下佳司国民年金課長。収納対策では特に免除・若年者納付猶予・学特・居所不明者調査等の分母対策に力を入れている。

強制徴収については、昨年度の収納率は目標の75%を既に達成。現在は今年度目標の収納率50%に向け、課員一丸となって「一括納付プラス口座振替」の推進に取り組んでいる。

国民年金被保険者は、パソコンやスマホの利用率が年金相談に来所する率より高いため、同課の特定業務契約職員は競うようにアクセスキーを発行している。「今後もID取得につなげるために丁寧な説明に努めます」。

お客様一人ひとりに合った「丁寧な対応」を心がける

お客様相談室は職員数16名。相談ブースは常設で8つある。相談者は1日平均約70名で、待



前列中央から反時計回りに、奥切章所長、坂田隆志副所長、紀川雅一厚生年金徴収課長、松下佳司国民年金課長、北井啓之お客様相談室長、立岡昭人厚生年金適用調査課長

ち時間は15分程度だ。「お客様をお待たせしない」と心がけてはいるが、奈良の人は穏やかで、前の相談が長引いても「丁寧に対応してくれるんだな」と思ってくれる方も多い。一方でそれは「自分もきっちり相談してもらいたい」ということでもある。「お客様ごとに、知りたい内容も、ちょうど良いと思う時間の長さやスピードも違う。その方に合った接し方というのを常に考えています」と北井啓之お客様相談室長は語る。

職員のスキルアップとしては、朝礼時に前日の相談事例を活用した勉強会（情報共有）を実施。また、毎月3日間の年金実務研修を、テーマを決めて講師を交代して行っている。

室長としては職員のマネジメントに徹することが必要かもしれないが、北井室長はしばしば自らも窓口に立つ。「やはり現場の仕事が好きで（笑）。職員と一緒になんやかんやと現場に立つことで、信頼関係も深められるのではないかと思います」。

気になるのは、有期職員の雇用が来年3月で終了すること。せっかく培った知識・経験・関係が途切れてしまう。「今のメンバーでの組織はとても良い。この雰囲気を次のメンバーにも引き継いで、さらに良い職場・お客様対応を実現させたいです」。